

## 安全管理委員会規定

第一条 長崎県対馬病院（以下本院）は、信頼性の高い医療サービスを安全に患者およびその家族（以下患者等）に提供するために、医療事故防止、医薬品管理及び医療機器管理を踏まえた医療の安全管理を目指す。安全管理委員会（以下委員会）はこの目的のために設置される。本院の医療従事者が安全かつ安心して働ける医療環境をつくるために、ハラスメント防止及び院内暴力対策も委員会にてそれぞれ防止に関する規定及び院内暴力マニュアルを作成する。

第二条 委員は院長が指名する以下委員で構成される。

管理担当副院長、診療部長 2 名、事務部長、総務課長、看護部長、業務担当副看護部長、各部署長あるいは各部署のリスクマネージャー

第三条 委員会には委員長を置き、管理担当副院長をもって充てる。副委員長には内科系診療部長を充てる。委員長に支障がある時は副委員長がその任務を代行する。

第四条 委員会は毎月第一月曜日午後 3 時より開催する。委員長が必要と認めた時は別途召集する。

第五条 委員会の責務を以下に列挙する。

1. 医療安全管理マニュアルの作成とその内容の周知
2. リスクマネジメント委員会におけるインシデント情報の解析及びそれぞれのインシデントの再発予防対策の立案
3. アクシデント発生時の原因解析と再発予防対策の立案
4. 医療事故の原因究明にかかわる調査と再発予防対策の立案
5. 医薬品及び医療器具の取り扱いに関する不具合事象の内容解析と再発防止策の立案
6. 当院におけるハラスメント防止に関する規定の作成
7. 院内暴力対策マニュアルの作成とその内容の周知
8. 上記の様々な防止策を院長に提言し、再発予防策を可能な限り実現化する。
9. 院内医療事故調査委員会の設置準備

10. 医療事故に関する最新情報（特に日本医療機能評価機構の報告書）の紹介
11. 最近の医療訴訟の紹介
12. 医療安全管理に関する研修会の開催（年2回以上）

第六条 委員長が必要と認めた時は構成委員以外の者を委員会に出席させその意見を聴取できる。

第七条 この委員会で知り得た個人情報他は他に漏らしてはならない。

附則 この規定は平成27年5月17日より施行する。